

警報発令時等の措置について

大雨・洪水・暴風・大雪警報等が発令された場合の措置について

午前7時現在において「五條市北部」に警報が出されているときは休校となり、以後解除されてもその日は休校です。

1 午前7時時点で警報が発令されている場合

- ①学校は、臨時休校となり、以後解除されてもその日は休校です。
- ②家庭を出るまでに警報が発令された場合は、自宅待機となります。

2 午前7時以降学校にいるときに警報が出た場合

- ①状況を判断し、原則として分団下校します。
(状況により学校待機になる場合もあり)
- ②マメールの着信をご確認ください。
第1報 警報等が発令されたことをお知らせ
第2報 下校方法や下校時刻等をお知らせ
- ③徒歩による分団下校は、分団担当職員が、分団集合場所まで引率します。
可能な方は、途中までのお迎えをお願いします。
- ④バス下校は、バスの時間が決まり次第お知らせします。
バス操車場まで、教職員が引率します。
- ⑤都合により、学校までお迎えの場合は分団下校開始時刻より、必ず30分以上間隔を開けてください。
安全確保の為、にこにこ坂の走行は時速30km以内でお願いします。
- ⑥警報が発令された場合は、ご家庭から学校への電話は極力ご遠慮ください。

3 警報等の発表はないが、学校長が児童に危険が予測されると判断した場合

- ①学校や通学路（児童の登校途上）において、崖崩れや河川の増水、大雪や道路の凍結などの危険が予測される場合は、臨時休校等の措置をとります。
- ②決定後、マメール等で連絡します。

4 地震発生時の対応について（市内全公立小中学校園共通）

- ①午前7時まで、五條市が震度5弱以上の地震発生となった場合は自宅待機です。0
- ②震度5弱未満でも通信（電話・テレビ・メール等）に異常が発生した場合も自宅待機とします。